

## 維持修繕作業に係る公募手続き開始のお知らせ

次のとおり公募します。

2018年12月11日

(注文者) 中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社  
社長 河合 朝仁

### 1 作業概要

- (1) 作業名 2019年度 中央自動車道 八王子管内維持修繕作業
- (2) 道路名 中央自動車道 富士吉田線、首都圏中央連絡自動車道、首都高速道路
- (3) 作業区間
- |                  |          |
|------------------|----------|
| 中央自動車道 富士吉田線     |          |
| (自) 東京都杉並区西高井戸西  | (0.0KP)  |
| (至) 山梨県上野原市上野原   | (50.3KP) |
| 首都高速道路4号線        |          |
| (自) 東京都杉並区上高井戸   | (-0.8KP) |
| (至) 東京都杉並区高井戸西   | (0.0KP)  |
| 首都圏中央連絡自動車道      |          |
| (自) 神奈川県相模原市緑区小倉 | (30.2KP) |
| (至) 東京都あきる野市下代継  | (47.8KP) |
- (4) 作業内容 本作業は、八王子保全・サービスセンター管内の中央自動車道及び首都圏中央連絡自動車道において、道路を構成する部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、清掃作業、植栽作業、雪氷対策作業、事故復旧作業、交通規制作業、小補修工事の各作業の実施を通じて、お客さまへの安全・安心な道路空間を総合的に提供するものである。
- (5) 作業概算数量
- |           |      |
|-----------|------|
| 清掃作業      | 12ヵ月 |
| 植栽作業      | 12ヵ月 |
| 雪氷対策作業    | 5ヵ月  |
| 緊急作業      | 12ヵ月 |
| 交通事故復旧作業  | 12ヵ月 |
| 交通規制作業    | 12ヵ月 |
| 小補修作業     | 12ヵ月 |
| その他維持修繕作業 | 12ヵ月 |
- (6) 工期 2019年4月1日から2020年4月30日まで(13ヵ月間)
- (7) 作業期間 2019年4月1日から2020年3月31日まで(12ヵ月間)
- (8) 本作業は、あらかじめ指定する評価項目に関する技術評価資料の提出を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して契約予定者を決定する総合評価方式の適用作業である。

## 2 競争参加資格

当該作業に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ当該作業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の条項に該当しない者であること。

・当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。

(2) 次の各号の一に該当すると認められ、その事実があつた後2年を経過していない者でないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

三 落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者

七 当社と係争中である者

八 役員等（個人にあつてはその者、法人にあつては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

九 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

十 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

十一 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

十二 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

十三 自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者

十四 その他社会的影響の大きい不正行為があり、当社の契約相手方とすることが不適当と認められる者

- (3) 当社の「協力会社管理台帳」に登録されていること。なお、台帳登録の有無については3(9)の交付時に確認できるものとし、登録されていない場合は、申請書等の提出時までに登録申請に必要な書類を提出すること。申請方法に関する問い合わせ先は、3(8)1)に同じ。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 2007年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡し完了した次の同種又は類似作業の実績を有すること。

項目	内容
同種作業	断面交通量が4.5万台/日以上的高速道路又は片側2車線以上の自専道における年間を通して実施する交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）
類似作業①	年間を通して実施する高速道路又は片側2車線以上の自専道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）
類似作業②	年間を通して実施する片側2車線以上の国道・県道・主要地方道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）

- ・「年間を通して」とは、工期（作業期間）が12ヵ月以上で契約している作業件名をいう。ただし、作業工種のうち「雪氷対策」については、この限りでは無い。
- ・全ての作業工種（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）の施工実績を必要とする。
- ・各作業工種の実績が同種と類似の組み合わせであっても良い。
- ・同一作業件名で全ての作業工種の施工実績を有する必要は無い。
- ・競争参加資格に関する証拠書類の写しを競争参加資格確認申請書に併せて提出すること。

(6) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任技術者を当該作業に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、作業現場が稼動している期間とする。

- ① 主任技術者にあつては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格申請書提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ② 主任技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ③ 現場代理人又は主任技術者が、2002年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡し完了した下記の同種又は類似作業の経験を有すること。

項目	内容
同種作業	断面交通量が4.5万台／日以上的高速道路又は片側2車線以上の自専道における年間を通して実施する交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）
類似作業①	年間を通して実施する高速道路又は片側2車線以上の自専道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）
類似作業②	年間を通して実施する片側2車線以上の国道・県道・主要地方道における交通規制を伴う維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）

- ・配置予定技術者は、複数名記載できる。
- ・「年間を通して」とは、工期（作業期間）が12ヵ月以上で契約している作業件名をいう。ただし、作業工種のうち「雪氷対策」については、この限りでは無い。
- ・全ての作業工種（清掃、植栽、雪氷対策、緊急、交通事故復旧）の経験を必要とする。
- ・各作業工種の経験が同種と類似の組み合わせであっても良い。
- ・同一作業件名で全ての作業工種の経験を有する必要は無い。
- ・全ての作業工種の経験を同一の者が有している必要はない。但し、複数名で要件を満たす場合は、そのすべての者を配置しなければならない。
- ・競争参加資格に関する証拠書類の写しを競争参加資格確認申請書に併せて提出すること。

- (7) 建設業法第3条の規定による「土木工事業」「とび・土木工事業」「舗装工事業」の全ての許可を有すること。
- (8) 作業地域内（東京都及び神奈川県並びに山梨県）における建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

### 3 手続きに関する事項

#### (1) 総合評価方式の仕組み

本作業の総合評価方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、見積書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を契約予定者とする方式である。

その概要を以下に示すが、具体的技術的要件及び見積時の評価に関する基準については、競争参加説明書による。

#### (2) 評価項目及び評価指標

##### ア) 企業の評価について

評価項目	評価指標
① 維持修繕作業の施工実績 2012年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕作業の施工実績	同種・類似の作業実績の有無 同種有り 類似有り 実績無し
② 維持修繕作業の施工実績月数 2012年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕作業の施工実績通算月数	通算月数
③ 体制構築に要する時間 (1) 緊急参集に要する時間 緊急作業のために、作業車・運転手・作業員等が基地に参集できるまでの時間  (2) 雪氷対策作業時の体制確保に要する時間 気象急変による当社の要請に対する初動体制構築までの時間	参集時間  参集時間

- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
- ・当社以外の施工実績は、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人であること。

##### イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目	評価指標
① 維持修繕作業の経験実績 現場代理人又は主任技術者の2007年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕作業の経験	同種・類似の作業経験の有無 同種有り 類似有り 実績無し
② 維持修繕作業の経験月数 現場代理人又は主任技術者の2007年度以降に元請け又は当社の元請け又は一次下請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕作業の通算経験月数	経験月数
③ 保有資格 配置予定の現場代理人及び主任技術者の保有する資格	保有資格の種類と有無

- ・配置予定技術者が複数ある場合は、最低評価となる者で評価する。
- ・評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
- ・当社以外の施工実績は、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人であること。

ウ) 特定テーマに対する記述について

評価項目	評価指標
① 交通規制内での作業時の作業員安全対策の提案 ② 雪氷対策作業における高速道路本線上での排雪作業を行う際の安全上の留意点 ③ 交通規制内で「草刈作業」を行う際の第三者被害を防止するための留意点	記述内容の適格性、具体性、効果

(3) 評価点の付与方法

ア) 企業の評価について

評価項目		判定	項目別配点	総合評価点算出用 ( $\alpha : 0.8$ )
① 作業実績有無	同種	有	10	8
	類似①	有	7	5.6
	類似②	有	5	4
	無し	無	0	0
② 作業実績月数		通算月数の最大月数10点、12ヵ月を0点として比例配分		左記 $\times 0.8$
③ 参集時間 (1)	60分以内		10	8
	90分以内		5	4
	90分を超える		0	0
④ 参集時間 (2)	60分以内		10	8
	90分以内		5	4
	90分を超える		0	0

イ) 配置予定技術者の評価について

評価項目		判定	項目別配点	総合評価点算出用 ( $\alpha : 0.8$ )
① 作業経験有無	同種	有	10	8
	類似①	有	7	5.6
	類似②	有	5	4
	無し	無	0	0
② 作業経験実績月数		通算月数の最大月数10点、12ヵ月を0点として比例配分		左記 $\times 0.8$
③ 保有資格 <small>※現場代理人、主任技術者それぞれにおいて評価する。 ※現場代理人が主任技術者を兼ねる場合は現場代理人としてのみ評価する。</small>	一級土木又はこれと同等の資格		5	4
	二級土木又はこれと同等の資格		3	2.4
	資格無し		0	0

ウ) 特定テーマに対する記述について

テーマ毎の記述内容における適格性、具体性、効果に応じて0~10点を配点する。

(4) 契約予定者の決定方法

技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数 $\alpha$ を乗じた値と見積書の価格による価格評価点に $\beta$ を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を契約予定者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点： $(\text{技術評価点} \times \alpha) + (\text{価格評価点} \times \beta)$

$\alpha$ の値は「0.8」とする。

$\beta$ の値は「0.2」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③ 価格評価点：100-200 (P/L-X/L)

ここに、P：見積書に記載の価格（見積価格）

L：契約目安価格

X：最低入札価格

(5) (4)において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより契約予定者を決定する。

(6) 配置技術者に関する事項

技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の要件を満たさない技術者が配置された場合は、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(7) 記載内容の履行に関する事項

受注者の責により、技術評価資料に記載された内容が履行されなかった場合は、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(8) 担当部局

- 1) 〒192-0083 東京都八王子市旭町12-4 日本生命八王子ビル4階  
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社 事業部 事業課  
電話 042-660-0801
- 2) 〒192-0024 東京都八王子市宇津木町287-1  
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社 八王子事業所  
電話 042-691-3107

(9) 競争参加説明書等の交付期間、場所及び方法

競争参加希望者には、手続き開始のお知らせの写し、競争参加説明書、見積者に対する指示書、維持修繕作業下請負約款、維持修繕下請負共通仕様書、設計図、下請負特記仕様書、単価表（以下、「設計図書等」という。）を交付する。

- ① 交付期間：手続き開始のお知らせから2019年 1月10日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始2018年12月29日（土）から2019年 1月 3日（木）を除く毎日午前9時から午後4時まで。
- ② 交付場所：記（8）に同じ。
- ③ 交付方法：設計図書等は紙、CD-Rにより無料で交付する。

(10) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

競争参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び技術評価資料（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、申請書等は競争参加説明書に基づき作成するものとする。

- ① 提出期間：2018年12月12日（水）から2019年 1月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始2018年12月29日（土）から2019年 1月 3日（木）を除く毎日午前9時から午後4時まで。
- ② 提出場所：記（8）1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参すること。（郵送又は電送は受け付けない。）

(11) 見積書の提出期間、場所及び方法等

- ① 提出期間：2019年 1月18日（金）から2019年 2月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで。
- ② 提出場所：記（8）1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参すること。（郵送又は電送は受け付けない。）



#### 4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 見積りの無効

本お知らせに示した参加資格のない者の行った見積り、申請書等に虚偽の記載をした者の行った見積り、見積りに関する条件に違反した者の行った見積り及び見積時に単価表の提出のない者の行った見積りは無効とする。また、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積りを無効とする場合がある。なお、無効の見積りを行なった者を契約予定者としていた場合は契約を行わないものとする。

#### (3) 契約決定の取り消し等

申請書等に虚偽を記述した者は、当該作業の競争参加資格の確認を取り消すとともに、契約違反として必要な措置を講ずる場合がある。

#### (4) 配置予定主任技術者の確認

契約予定者として決定後、配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(5) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(6) 提出された申請書等は、原則として返却しない。

(7) 手續における交渉の有無 無

(8) 注文請書作成の要否 要

(9) 当該作業に係る次年度の契約を、当該作業の業績評価に基づき契約相手方と随意契約を締結する場合がある。ただし、2回までとする。なお、契約内容については、一部変更追加されることがある。また、社会情勢の変化などがあつた場合、契約を継続しないことがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口・手續に関する問い合わせ先は、記3(8)1)に同じ。

(11) 詳細は、競争参加説明書による。

以 上